

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○自衛官採用試験の試験期日及び試験場を定める件二件 四三

○道路の区域を変更する件二件 四三

公 告

○福島県危険物の取扱作業の保安に関する講習を行う件 四四

○産業廃棄物処理施設等設置等事業 四四

計画書の提出があったので公告する件 四六

○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 四六

雑 報

○福島県市町村職員共済組合の決算を公告する件 四六

正 誤

○平成二十年三月三十一日付け号外第三十七号中 四六

告 示

福島県告示第四百九十七号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第一百七十九号)第一百七十七条第一項及び第一百八条の規定により、平成二十年第四次募集期における自衛官(二等陸士、二等海士及び二等空士)の採用試験(男子)について、次のとおり定める。

平成二十年七月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 受付期間 平成二十年八月一日(金)から同年九月十日(水)まで
- 二 採用予定数 百八十名
- 三 試験種目及び試験期日

試験科目

試験日

筆記試験(国語、数学、社会及び作文)
適性検査

平成二十年九月二十日(土)

身体検査
口述試験

平成二十年九月二十四日(水)から同月二十七日(土)又は同月三十日(火)から十月一日(水)までのうち指定する一日

四 試験会場

1 筆記試験及び適性検査

会場名	住 所
会津大学	会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合九〇
いわき市総合保健福祉センター	いわき市内郷高坂町砂子田一一一
郡山市労働福祉会館	郡山市虎丸町七一一
福島市市民会館	福島市霞町一一五二
南相馬合同庁舎	南相馬市原町区錦町一一三〇
白河地域職業訓練センター	白河市字中田一四〇

2 身体検査及び口述試験

会場名	住 所
陸上自衛隊福島駐屯地	福島市荒井字原宿一番地
陸上自衛隊郡山駐屯地	郡山市大槻町字長右エ門林一番地

五 採用時期

平成二十一年三月又は同年四月

六 応募資格

平成二十一年四月一日現在で満十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する男子で、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十八条第一項に規定する欠格条項に

該当しないものとする。

七 問い合わせ先
自衛隊福島地方協力本部 募集課（福島市南町八十六番地）
電話〇二四―五四六―一九一九

（災害対策課）

福島県告示第四百九十八号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百七十七条第一項及び第一百八条の規定により、平成二十年第四度募集期における自衛官（二等陸士、二等海士及び二等空士）の採用試験（女子）について、次のとおり定める。
平成二十年七月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 受付期間
平成二十年八月一日（金）から同年九月十日（水）まで
- 二 採用予定数
十四名

三 試験種目及び試験期日

試験科目	試験日
筆記試験（国語、数学、社会及び作文） 適性検査 身体検査 口述試験	平成二十年九月二十八日（日） 平成二十年九月二十九日（月）

四 試験会場

1 筆記試験及び適性検査

会場名	住所
福島市市民会館	福島市霞町一―五二
郡山市労働福祉会館	郡山市虎丸町七―七

2 身体検査及び口述試験

会場名	住所
-----	----

陸上自衛隊福島駐屯地	福島市荒井字原宿一番地
陸上自衛隊郡山駐屯地	郡山市大槻町字長右工門林一番地

五 採用時期

平成二十一年三月又は同年四月

六 応募資格

平成二十一年四月一日現在で満十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する女子で、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

七 問い合わせ先

自衛隊福島地方協力本部 募集課（福島市南町八十六番地）
電話〇二四―五四六―一九一九

（災害対策課）

福島県告示第四百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十年七月十五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年七月十五日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
	河沼郡柳津町大字飯谷字堂平甲一五一―八番一 地先から 同 郡同 町大字飯谷字堂平甲一四四二番一 地先まで 河沼郡柳津町大字飯谷字堂平甲一四八番一 地先から 同 郡同 町大字飯谷字堂平甲一四三番一 地先まで		A 四・〇 一六・〇	一四四・〇
			B 四・〇 四・四	五七・〇

県道飯谷
大巻線

河沼郡柳津町大字飯谷 字薬師免甲一一一六番 一地从先から 同 郡同 町大字飯谷 字薬師免甲一〇四四番 地先まで 河沼郡柳津町大字飯谷 字田中甲八八一番一 地先から 同 郡同 町大字飯谷 字田中甲八八八番一 地先まで 河沼郡柳津町大字飯谷 字社倉澤甲三九二四番 地先から 同 郡同 町大字飯谷 字社倉澤甲三九二二番 地先まで 河沼郡柳津町大字飯谷 字前林甲四二六番一 地先から 同 郡同 町大字飯谷 字前林甲四二三番一 地先まで	変更前	C 四・〇 八・〇	D 四・五 一・〇	E 四・五 六・五	F 三・五 五・五	A 七・五 二・三・〇	B 四・〇 九・五	八九・五	九七・一	二七・〇	八〇・〇	一四四・〇	五七・〇
--	-----	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-------------------	-----------------	------	------	------	------	-------	------

一地从先から 同 郡同 町大字飯谷 字薬師免甲一〇四四番 地先まで 河沼郡柳津町大字飯谷 字田中甲八八一番一 地先から 同 郡同 町大字飯谷 字田中甲八八八番一 地先まで 河沼郡柳津町大字飯谷 字社倉澤甲三九二四番 地先から 同 郡同 町大字飯谷 字社倉澤甲三九二二番 地先まで 河沼郡柳津町大字飯谷 字前林甲四二六番一 地先から 同 郡同 町大字飯谷 字前林甲四二三番一 地先まで	変更後	C 四・〇 二二・〇	D 四・五 二二・五	E 四・五 一一・五	F 五・五 一一・五	八九・五	九七・一	二七・〇	八〇・〇
--	-----	------------------	------------------	------------------	------------------	------	------	------	------

福島県告示第五百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年七月十五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年七月十五日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前変 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
喜多方市慶徳町豊岡字 千五百苅八五一番二地 先から 同 市慶徳町豊岡字		変更前	A 一三・六 二六・四	一三四・四

(道路計画課)

公 告

公告第三百八十一号

消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十三条の二十三の規定により、平成二十年度後期福島県危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成二十年七月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

一 講習の種類、日時及び場所

講習種別	日	時	場 所
給油取扱所関係	平成二十年九月十八日(木)	午前九時から正午まで	白河市
	同 年九月二十五日(木)	午前九時から正午まで	会津若松市
	同 年十月三日(金)	午前九時から正午まで	福島市
	同 年十月二十一日(火)	午前九時から正午まで	いわき市
石油コンビナート等災害防止法の特 定事業所の危険物 施設関係(給油取 扱)	同 年十月二十日(月)	午後一時三十分から午後四時三十分まで	いわき市
	同 年十月二十九日(水)	午前九時から正午まで	郡山市

線	変更後	変更前
喜多方市慶徳町豊岡字 千五百筋八五二番二地 先から 同 市慶徳町豊岡字 今町四九八番二地先ま で	B 八・〇 二一・六	A 一三・六 二六・四 一三四・四 一五〇・〇

(道路計画課)

扱所を除く。)

一般(前記以外の 危険物施設)	講習会場は、受講票に記載して通知する。)
同 年九月十八日(木) 午後一時三十分から午後四時三十分まで	白河市
同 年九月二十五日(木) 午後一時三十分から午後四時三十分まで	会津若松市
同 年十月三日(金) 午後一時三十分から午後四時三十分まで	福島市
同 年十月二十一日(火) 午後一時三十分から午後四時三十分まで	いわき市
同 年十月二十九日(水) 午後一時三十分から午後四時三十分まで	郡山市

二 講習科目

1 危険物関係法令に関する事項

(一) 主として過去三年間における危険物関係法令の改正事項

2 危険物の火災予防に関する事項

(一) 危険物施設の火災及び漏えいの事例の動向並びにその原因及び問題点の概要並びにその発生防止のための保安上の対策等

(二) 危険物施設において主として貯蔵し、又は取り扱う危険物の性状等

(三) 危険物施設における安全管理に関する知識

三 受講対象

甲種、乙種又は丙種のいずれかの危険物取扱者免状の交付を受けている者で、危険物製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事しているもの

四 受講手続

1 受講申請書

(一) 所定の受講申請書用紙を使用すること。

(二) 受講申請書用紙は、社団法人福島県危険物安全協会連合会、福島県生活環境部県民安全総室消防保安課、福島県地方振興局及び各消防本部(署)で配付する。

2 提出先

郵便番号九六〇一八〇四三 福島市中町五番二十一号 福島県消防会館二階 社団法人福島県危険物安全協会連合会

3 受付期間

講習の場所	受 付 期 間
白河市	平成二十年八月十八日(月) から同月二十九日(金)まで

会津若松市	同	年八月二十五日(月)から九月五日(金)まで
福島市	同	年九月一日(月)から同月十二日(金)まで
いわき市	同	年九月十六日(火)から同月二十六日(金)まで
郡山市	同	年九月二十二日(月)から十月三日(金)まで

五 受講手数料
 (郵送による場合は、受付期間内の消印があるものは有効とする。)
 四千七百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受講申請書にはって納めること(消印はしないこと)。

六 その他
 1 遅刻、中途退場等で所定の講習を受講しない者には、講習修了の証明をしない。
 2 納付された受講手数料は、返還しない。
 3 受講申請書の請求を郵便によってする場合は、郵送料相当額分の切手をはったあと先明記の返信用封筒(角形二号)を同封の上、社団法人福島県危険物安全協会連合会に対して行うこと。

(消防保安課)

公告第三百八十二号

福島県産業廃棄物処理指導要綱(平成二年福島県告示第三百三十八号)第八条第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の提出があったので、同条第五項の規定により、次のとおり公告する。
 平成二十年七月十五日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 株式会社トーカー 代表取締役 有馬 一郎
- 二 福島県郡山市安積町荒井字細子三五番地の一
 産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区
- 三 移動式施設のため、設置等予定地区は特定されない。
 産業廃棄物処理施設等の種類
 移動式汚泥の脱水施設
- 四 産業廃棄物処理施設等の処理能力
 一二立方メートル毎日(八時間)

(産業廃棄物課)

公告第三百八十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。
 平成二十年七月十五日

福島県知事 佐藤雄平

土地改良区の名称
 矢吹原土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 渡部 泰夫 白河市大信下小屋字大石七七番地

(農村計画課)

雑 報

雑 報

福島県市町村職員共済組合理事長から福島県報への登載の依頼があったので、次のとおり登載する。
 平成二十年七月十五日

福島県知事 佐藤雄平

地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第一百五十二号)第二十二条第三項の規定により、平成十九年度の決算に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨を次のとおり公告する。
 平成二十年七月十五日

福島県市町村職員共済組合
 理事長 立谷秀清

福島県市町村職員共済組合公告

1 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

資 産	経 理 区 分	短 期	長 期	預 託 金 理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付
	流動資産	2,255,594	10	9,444,061	525,980	559,622	907,040	2,221,690	685,195
	固定資産			31,918,124	2,043	219	2,507,013	11,385,063	26,964,933
	繰延資産								
	資 産 合 計	2,255,594	10	41,362,185	528,023	559,841	3,414,053	13,606,753	27,650,128
負 債	流動負債	77,457	10	41,362,185	1,550	2,000	81,493	13,125,647	
	固定負債	1,048,618			223,355	25,973	792,951	9,200	26,892,629
	負債合計	1,126,075	10	41,362,185	224,905	27,973	874,444	13,134,847	26,892,629
資 本	資本剰余金						1,015,038		
	積立金								
	利益剰余金	1,129,519			303,118	531,868	1,524,571	471,906	757,499
	資本合計	1,129,519	0	0	303,118	531,868	2,539,609	471,906	757,499
	負債・資本合計	2,255,594	10	41,362,185	528,023	559,841	3,414,053	13,606,753	27,650,128

2 損益計算書の要旨

(単位：千円)

収	経 理 区 分	短 期	長 期	預 託 金 理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付
	負担金	5,917,153	19,104,011		190,370	248,298			
	掛金	6,129,508	11,345,755			248,453			

施設収入・商品売上								779,091					
利息及び配当金	9,763			709,576		2,259	2,673	5,681	216,167			350	
その他の収入	565,625					107,603	53,882	58,041	3,357			674,268	
他経理からの繰入金						35,442		125,085					
前年度繰越支払準備金	1,081,921												
計	13,703,970	30,449,766		709,576		335,674	553,306	967,898	219,524			674,618	
給付	6,558,631												
役員員給与						156,765	43,606	265,064	11,941			23,990	
旅費・事務費						24,456	2,861	6,519	4,549			3,865	
商品仕入								412					
飲食材料費								156,999					
委託費						7,813	8,181	113,825	80			100	
支払利息				709,576					92,068			568,709	
連合会払込金	210,519											70,230	
負担金払込金		19,104,011											
掛金払込金		11,345,755											
事務費負担金払込金						84,661							
連合会拠出金	579,341												
老人保健拠出金	2,021,648												
退職者給付拠出金	2,271,893												

出

○平成二十年三月三十一日付け号外第二十七号中

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

正 誤

五	下	一四	河川計 画課	河川全 画課
六	上	一	農村整備総室農業基盤整備 課長 農村整備総室農地管理課長	農村整備総室農地管理課長 農村整備総室農業基盤整備 課長

他経理への繰入金	35,442																		
その他の支出	1,050,746																		
次年度繰越支払準備金	1,048,618																		
計	13,776,838	30,449,766	709,576	331,102	533,416	980,577	148,100	692,510											
差引当期利益金又は当期損失金(△)	△72,868	0	0	4,572	19,890	△12,679	71,424	△17,892											

(市町村行政課)